

参考 5

京都議定書目標達成計画の進捗状況

平成 25 年 4 月 5 日
地球温暖化対策推進本部

1. 今回の点検について

今回の京都議定書目標達成に向けた対策・施策の進捗状況の点検は、当該期間の目標の着実な達成に向けて、平成 20 年 3 月 28 日の閣議決定を以て全部改定された「京都議定書目標達成計画」（以下「目標達成計画」という。）に定める進捗管理の方法を踏まえ、目標達成計画に掲げられた対策・施策の点検作業を行い、地球温暖化対策推進本部として取りまとめるものである。

2. 対策の進捗状況

（1）我が国の温室効果ガスの総排出量

我が国の温室効果ガスの総排出量は、2011 年度速報値で、約 13 億 700 万トン（二酸化炭素換算。以下同じ。）であり、基準年度（原則 1990 年度）比で 3.6%増加している。ガス別・部門別の排出量は表 1 のとおりである。

表 1 温室効果ガスの排出状況

（単位：百万トン）

	基準年 (全体に占める割合)	2011 年度実績 (速報値) (基準年増減)	2010 年度の目安 (基準年増減)
エネルギー起源二酸化炭素	1,059 (84%)	1,173 (+10.7%)	1,076~1,089 (+1.6%~+2.8%)
産業部門	482 (38%)	420 (-12.8%)	424~428 (-12.1%~-11.3%)
業務その他部門	164 (13%)	247 (+50.6%)	208~210 (+26.5%~+27.9%)
家庭部門	127 (10%)	189 (+48.1%)	138~141 (+8.5~+10.9%)
運輸部門	217 (17%)	230 (+5.8%)	240~243 (+10.3%~+11.9%)
エネルギー転換部門	67.9 (5%)	86.1 (+26.8%)	66 (-2.3%)
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1 (7%)	69.1 (-18.8%)	85 (-0.6%)
メタン	33.4 (3%)	20.1 (-39.9%)	23 (-32.3%)
一酸化二窒素	32.6 (3%)	22.0 (-32.6%)	25 (-24.2%~-24.0%)
代替フロン等 3 ガス	51.2 (4%)	23.5 (-54.0%)	31 (-39.5%)
合計	1,261 (100%)	1,307 (+3.6%)	1,239~1,252 (-1.8%~-0.8%)

※基準年の数値は、平成 19 年に確定した我が国の基準年排出量

参考 5

※2011 年度実績は、平成 24 年 12 月 5 日に公表された 2011 年度温室効果ガス排出量（速報値）

※2010 年度の目安は、目標達成計画改定時の計算方法により算定した目安

エネルギー起源二酸化炭素の排出量については、産業部門及び運輸部門では、目標達成計画の目安を下回っている一方、家庭部門、業務その他部門及びエネルギー転換部門では、目安を上回っている状況である。

また、その他の温室効果ガス（非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン等 3 ガス）の排出量については、目標達成計画の目安を下回っている。

（2）我が国の温室効果ガスの吸収量及び政府による京都メカニズムの活用状況

森林吸収源対策については、2008 年度以降、毎年 78 万 ha の森林整備を行うことにより算入の対象となる森林を増加し、目標を達成することとしている。2010 年度まで年平均 78 万 ha の森林整備（うち間伐 56 万 ha）を行い、2010 年度には 4,890 万トンの吸収量が得られるなど、概ね見込みどおりとなっている。

また、政府による京都メカニズムの活用については、2012 年 3 月 31 日までに目標の 1 億トンのうち約 9,800 万トン分のクレジットを取得する契約を結んだところである。

なお、政府による自主行動計画のフォローアップ結果によれば、同計画の目標達成のため民間事業者が政府口座に移転した京都メカニズムクレジットの量は、2008～2011 年度の合計で約 2 億トンとなっている。

（3）各対策・施策の進捗状況

今回の点検に当たっては、各対策・施策の排出削減量及び目標達成計画に掲げられた対策評価指標について、原則として 2000 年度から 2011 年度までの実績の把握を行うとともに、目標達成計画策定時の見込みに照らした実績のトレンド等を評価し、対策・施策の追加・強化等の状況を把握した上で、別添に取りまとめた。

その結果、全体で 188 件の対策のうち、見込みに照らした実績のトレンド等は以下のとおりであった。

- | | |
|----------------------------|------|
| ① 目標達成又は実績のトレンドが見込みを上回っている | 57 件 |
| ② 実績のトレンドが概ね見込みどおり | 69 件 |
| ③ 実績のトレンドが計画策定時の見込みと比べて低い | 42 件 |
| ④ その他（定量的なデータが得られないものなど） | 20 件 |

参考5

3. 第一約束期間全体の排出量見通し

2008年度から2012年度の京都議定書第一約束期間のうち、実績値が出ている2011年度までの4年間について言えば、森林吸収量の見込み及び京都メカニズムクレジットの取得を加味すると、平均で基準年比9.2%減であり、京都議定書の目標を達成する水準である。

第一約束期間の最終年度である2012年度については、排出量の算定に必要な統計調査等の結果の取りまとめには今しばらく時間を要するため、政府として見通しを示すのは困難であるが、これまでの実績を踏まえれば、京都議定書の目標は達成可能と見込まれている。

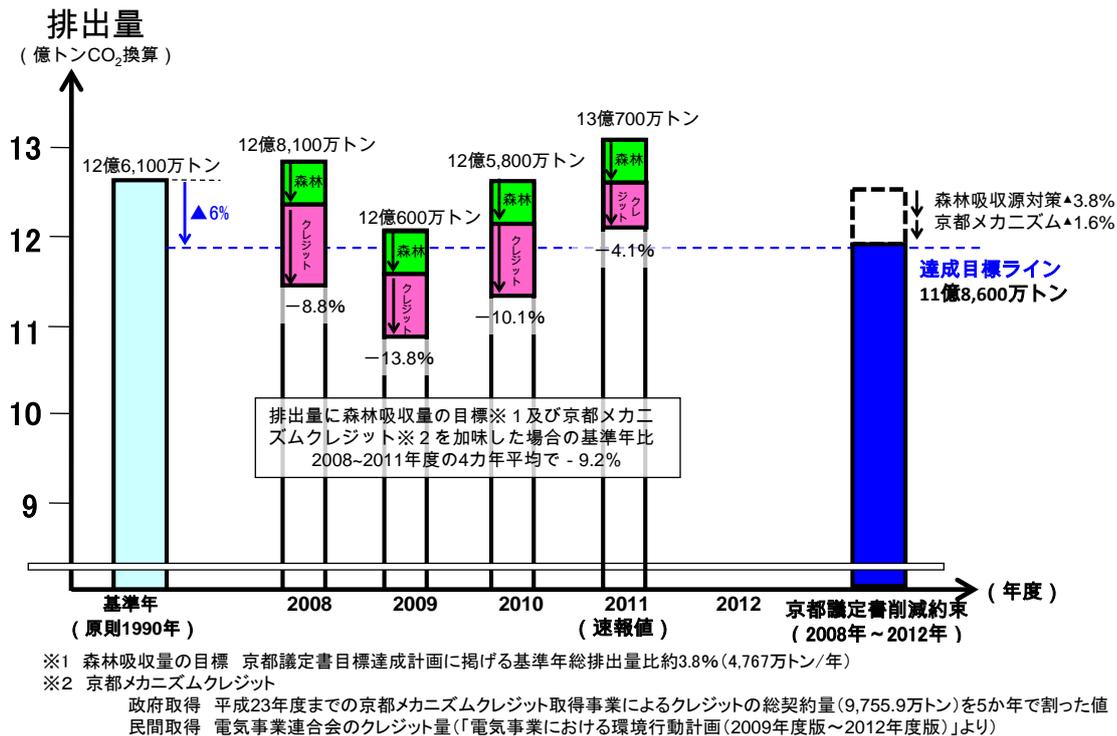


図1 我が国の温室効果ガス排出量の推移

(出典：環境省資料を基に作成)

4. 今後について

今回の点検において、計画策定時の見込みと実績のトレンドに大きな乖離が生じている対策や、前回点検(2011年12月)においても見込みを下回り、対策の強化が必要とされていたにもかかわらず、今回の点検においても実績が見込みを下回っている対策が見られた。これらの対策については、目標達成計画の策定時からの状況変化も影響を与えていると考えられるものの、2013年度以降の地球温暖化対策を考える際には、京都議定書目標達成計画の実施及び進捗点検を通じて得られた知見を十分に活用しながら、対策自体の在り方や、活動量の変化が対策量や削減量に与える影響の精査、削減をより確実なものとする施策の在り方についても検討が必要と考えられる。

参考5

さらに、各対策・施策で、実績データが入手できないために進捗度合が現段階では分からないものや、実績値の把握が遅いものも依然としてあるため、実績データの入手及びデータ整備の早期化に努めていく必要がある。

今後、平成25年3月15日に決定した「当面の地球温暖化対策に関する方針」に基づき、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととする。その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に、関係審議会において地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策の検討を行う。この検討結果を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において地球温暖化対策計画の案を作成し、閣議決定することとする。

なお、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。また政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとする。